

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る当金庫の方針

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、当金庫の方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 基本対応

マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部署を事務部とし、経営陣の主導的関与のもと、関係する全ての部署や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組めます。

3. 対応方法

適切な取引時確認を実施し、取引に係るリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、お客さまから定期的に収集した情報や取引時の記録から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的に対応策の見直しを図ります。

4. 疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法に基づき、お客さまの属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい取引等を適切に把握し、当局に速やかに届出を行います。

5. 資産凍結等の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

6. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

7. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

8. お客さまからの理解促進

お客さまからの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、お客さまからの理解を得るための周知、広報活動に取り組めます。

以上